

平成28年（ソラ）第2号 裁判官忌避申立却下決定に対する抗告事件  
抗告人 宮内 正厳

## 抗告の理由補充書

2016年6月 日

大阪高等裁判所 御中

抗告人代理人

弁護士 佐藤 真理

弁護士 白井 啓太郎

弁護士 安藤 昌司

弁護士 辰巳 創史

弁護士 星 雄介

弁護士 阪口 徳雄

抗告人は、以下のとおり、原裁判を取消し、変更を求める事由を補充する。

第 1 放送受信料の本質が「特殊な負担金」であるとする N H K の主張に対し、抗告人（被告）の反論の機会を全く保障していないこと

1 2016年5月16日付け「裁判官忌避申立書」でも指摘したとおり、本件本案事件においては、放送受信契約及び放送受信料の法的性質が、大きな争点である。

2 森川裁判官は、第1回口頭弁論期日（2016年3月4日）において、原告 N H K に対して被告の答弁書に対する反論、被告に対して答弁書の補充主張の機会を与える前提で、N H K 及び抗告人（被告）双方に準備書面を提出するよう要請し、第2回口頭弁論期日（同年5月13日）を指定した（甲2）。

3 抗告人は、同年4月25日付被告準備書面1および同月22日付被告準備書面2を提出し、N H K は同月15日付準備書面（1）を提出したが、N H K は、この準備書面（1）において、はじめて放送受信料の法的性質について「特殊な負担金」であると主張し、抗告人の受信料の支払拒否の主張に反論した。

4 抗告人は、第3回口頭弁論以降に、N H K の上記「特殊な負担金」の主張に対する反論を予定しており、当然、森川裁判官もこれを認識していた。

にもかかわらず、森川裁判官は、第2回口頭弁論期日において、N H K が準備書面（1）において初めて主張した「特殊な負担金」との主張に対する反論の機会を与えず、全く予告することなく、突然、弁論の終結を宣言し、判決期日を指定しようとしたのである（甲1、甲3）。

5 このような訴訟指揮は明らかに拙速であって、当事者の手続保障を没却するものである。

## 第2 原告人が予定する主張・立証の骨子

1 上述に加え、原告人は、被告準備書面2や第2回口頭弁論期日でも述べたとおり、NHKに対する反論や被告主張及び立証の補充を予定していた。

2 受信料を「特殊な負担金」とする主張に対する反論等

そもそも「特殊な負担金」という用語は、1964（昭和39）年に出された臨時放送関係法制調査会の答申において使用された用語にすぎず、法律用語でも、法制化された用語でもない。最高裁によって、明示的に肯定された用語でもない。

放送法64条1項は、「放送受信設備設置者はNHKと放送受信契約を締結しなければならない」との旨を規定していることからしても、受信料支払義務が契約により発生することは紛れもない事実である。契約により受信料支払義務が発生している以上、契約の一方当事者である視聴者には、一定の「私法上の抗弁」が主張できるはずである。

NHKは、税金ではなく、広告収入によるのでもなく、視聴者の受信料によって、存立基盤を確保している。これは、戦前の放送が、「大本営発表」にみられる国家の宣伝期間の役割を担わされたという苦い教訓の反省に基づくものである。

放送法は、NHKの報道の自由を確保すること、とりわけ国家権力からの介入を防止し規制することを目的として規定を整備している。他方で放送受信契約により視聴者は受信料支払い義務を負担するが、放送法4条の趣旨等との関係で、視聴者は、一定の要件の下に受信料の支払拒否ないし支払の一時保留などの「私法上の抗弁」を有しており、その法的性質や主張しうる範囲などについて、被告は、本件本案事件において正面から問う予定である。

### 3 鑑定意見等

受信料を「特殊の負担金」と解釈する不合理性や、受信料の支払拒否ないし一時保留などを法的権利として認めうること、さらに、（仮に放送受信契約が継続的な有償双務契約ではないとしても）放送法の趣旨から、NHKが放送法4条1項及び同法81条1項に明確に違反する放送を継続的に行い、通常の批判活動でその是正が不可能な場合に受信契約者が受信料の支払いを拒むことが出来ることなどについて、学者等、専門家による鑑定書や証言等による鑑定意見の提出を検討している。

### 4 NHKの情報開示義務との関係

この点、原告（NHK）は、視聴者に適切な情報を開示する義務を一切負わないと強弁している。

しかし、NHKの情報公開制度の運用経費は視聴者の受信料によって賄われているにもかかわらず、視聴者に対して、適切な情報を開示する義務を全く負わないなどという主張は到底認められない。

しかも、NHK自ら、「視聴者の受信料によって運営されている公共放送として、豊かで良い放送番組をあまねく全国に放送するとともに、事業活動や財務内容などについて、常に視聴者にきちんと説明する必要がある」として、NHK情報公開制度を設けたのである。

NHKが視聴者に適切な情報を開示する義務に違反し、その違反の程度が著しい場合には、受信料の拒絶が認められるというべきであり、この点について、より具体的な主張、立証を予定している。

### 5 NHKの放送がどの程度放送法に反する場合に、受信料の支払いを拒絶ないし一時留保しうるのか

NHKは、広く国民に受信契約を締結させて政府等の国家権力、広告主等に依存しない公共放送を維持し存続させる責務を負っている。NHKが放送法4条1項及び同法81条1項に明確に反する

放送を行い、かつそれが継続的に行われ、もはや一般的な批判、言論活動においてその是正が不可能な事態に陥った場合は、受信契約を締結している視聴者は、受信料の支払いを拒絶ないし一時留保することが許容されると解すべきである。

NHKの放送がどの程度、放送法に反する場合に、受信料の支払いを拒絶ないし一時留保することが許容されるのか。その要件について、最近の事例も含め、さらに具体的に主張し、立証することを予定している。

### 第 3 結 論

第 2 記載のような主張・立証等を予定しているのに、第 1 の通りの訴訟指揮により、被告の話を聴く耳すら持たずに（通常であれば、少なくともどんな主張立証を考えているかを聴き、その必要性を検討するはずであるのに、それすらしていない）、僅か 2 回の口頭弁論のみで、強引に弁論を終結した。

何故、被告は、受信料の支払いを中断したのか、その不払いが 3 年間に及んだ理由、受信料未払いをめぐるNHKとの交渉の経緯等について、被告本人の尋問の実施は最低限必要である。

その機会すら奪う訴訟指揮は異常であり、当事者としては到底、公平な裁判を期待できない。本件忌避申立には相当の理由があるというべきである。

憲法 32 条が保障する国民の「裁判を受ける権利」を侵害する本件のような訴訟指揮が横行すると、国民一般の司法への信頼を著しく毀損することは明らかである。

以上のとおり、原裁判を取消し、森川裁判官の忌避を認めるべきである。 以上